

高松市太陽熱利用システム 設置費補助制度のご案内

高松市では、地球温暖化対策として、クリーンな自然エネルギーの利用促進等に積極的に取り組んでおります。その一環として、太陽熱利用システム(不凍液等を強制循環する太陽集熱器と蓄熱槽から構成され、温水、冷暖房等に利用するものをいう。)設置者への補助事業を実施いたします。



[お問い合わせ・お申込み]

高松市 環境部 環境保全推進課

〒760-0080 高松市木太町2282番地1 環境業務センター

電話 (087)839-2393 ファクシミリ (087)837-1458

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/1357.html>

1 補助対象となる太陽熱利用システム

(1) 太陽熱利用システム(不凍液等を強制循環する太陽集熱器と蓄熱槽から構成され、温水、冷暖房等に利用するものをいう。以下「対象システム」という。)の構成として必要なものは次のとおりです。

太陽集熱器、蓄熱槽および附帯機器、架台等

(2) 次の要件を満たすことが必要です。

ア 住宅の屋根などへの設置に適したものであること。

イ 対象システムはすべて未使用品であること。



2 補助金の交付対象となる方

平成23年度中に、次のいずれにも要件を満たす方です。

(1) ご自身が居住する市内の住宅に設置しようとする方、またはご自身が居住するために新築する市内の住宅に、新築と同時に設置しようとする方(建売住宅を含む。)

(2) 市税を滞納していない方

(3) 補助金の申請は、1世帯につき1回限り(ただし、法定耐用年数を経過した場合を除く)

(1)については、店舗などの併用住宅を含み、そこに住民登録をしており、温水などをご自身が居住する住宅部分で使用しなければなりません。

(1)のうち、新築と同時に設置(建売住宅を含む。)しようとする場合は、完成(購入)後に住民登録することが必要です。

3 補助金の額

補助対象経費×1/10(上限10万円)

(※ 千円未満の端数は、切り捨てとします。)

補助対象経費とは、集熱器、蓄熱槽および附帯機器、架台、配管および配線等部材、設置工事に係る費用の合計額(税込)です。

4 申請書受付期間

設置工事の着手前と完了後に、2回、申請書の提出が必要です。

以下の書類を揃えて、環境保全推進課までご持参(郵送不可)ください。

●【1回目】補助金交付予約申請書(必ず設置工事の着手前に、ご提出ください。)

平成23年4月4日(月)から予約申請書の受付を開始します。

※ 予約申請書の受付は、予算がなくなり次第終了します。

※ 予約申請をしていなければ補助は受けられません。

※ 申請書提出後、申請内容の変更又は対象システムの設置を中止される場合は、補助金計画変更届出書(様式第3号)の提出が必要です。

●【2回目】補助金交付申請書(設置工事の完了後に、ご提出ください。)

平成24年3月30日(金)までに、補助金交付申請書をご提出してください。

※ この期限を過ぎれば、補助金を交付することができません。

1回目 設置工事着手前に……

① 補助金予約申請書（様式第1号）

チェック	添付書類
<input type="checkbox"/>	工事着工前の現況を確認できるカラー写真（設置後との比較ができるもの） <ul style="list-style-type: none"> ● 既築の住宅に対象システムを設置する場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 対象システムを設置する建築物全体写真 ② 太陽集熱器を設置する場所（屋根）の写真 ③ 蓄熱槽および附帯機器を設置する場所の写真 ● これから新築する住宅に対象システムを設置する場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 工事着工前の土地の現況写真 ● 対象システムが設置された建売住宅を購入する場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 購入予定住宅の全体写真 ② 太陽集熱器が設置された写真 ③ 蓄熱槽および附帯機器が設置された写真

2回目 工事完了後に……

② 補助金交付申請書（様式第4号）

チェック	添付書類
<input type="checkbox"/>	対象システムの保証書の写し
<input type="checkbox"/>	対象システムの設置状況を示すカラー写真 <ul style="list-style-type: none"> ① 対象システムが設置された建物全体写真 ② 太陽集熱器 ③ 蓄熱槽および附帯機器
<input type="checkbox"/>	対象システムの設置費に係る領収書の写し
<input type="checkbox"/>	対象システムの設置費に係る内訳書（様式第5号）
<input type="checkbox"/>	設置住宅の所在地が分かる図面
<input type="checkbox"/>	住民票【コピーではなく原本が必要です】 <p>※ 申請者本人の住民票で、申請日以前<u>3か月以内</u>に発行されたもの</p>
<input type="checkbox"/>	市税完納証明書 【 納税証明書ではありませんので注意してください。 】 <p>※ 申請日以前<u>3か月以内</u>に発行されたもの</p> <p>※ 市税完納証明書は、市役所2階納税課16番窓口と塩江、牟礼、庵治、香川、香南、国分寺の各支所で発行しています。（山田支所・出張所では発行していません。）</p>
<input type="checkbox"/>	請求書（予約申請書と同じ印鑑を使用してください） <p>※ 補助金交付申請書を提出する際、請求書を一緒に提出いただきますが、補助金は市が審査の上、交付決定するものであり、請求書を提出されたから交付するというものではありません。</p>
対象システムが設置された建売住宅を購入された場合は、次の書類も必要です。	
<input type="checkbox"/>	売買契約書の写し
<input type="checkbox"/>	建売供給者の証明（建売住宅であることを証明するもので、建売供給者が発行するもの）

5 その他

- (1) 申請書の受付期限を過ぎたものや書類不備等の場合は、補助金を交付することができません。
- (2) ここで紹介した内容は概要であり、詳しくは要綱をご覧ください。
- (3) 補助金は、ご指定された口座へ振り込みます。

～補助金交付申請手続きの流れ～

